

## 議会議案第11号

台湾出身者の戸籍における国籍欄を「国籍・地域」とし、  
その表記を「中国」から「台湾」に是正する民事局長通達  
の出し直しを求める意見書

法務省はこれまで、台湾出身者が日本人と結婚したり帰化した場合、戸籍における国籍や出生地を「中国」や「中国台湾省」と表記してきた。中国とは中華人民共和国のことであり、中国台湾省とは中華人民共和国の行政区を指す。

しかしながら、台湾はこれまで一度たりとも中華人民共和国の統治を受けたことはなく、台湾を中国領土とするのは、台湾侵略を正当化するための中国の政治宣伝以外の何物でもない。事実、この戸籍表記は日本政府の見解にも合致していない。

そもそも戸籍において、台湾出身者の国籍を「中国」としたのは、東京オリンピックが開催された昭和39年6月19日付で出された「中華民国の国籍の表示を『中国』と記載することについて」という法務省民事局長通達を根拠としている。

このとき日本は中華民国と国交を結んでいたが、その後、日本は中華民国と断交して中国と国交を結ぶなど、日本と台湾・中国の関係は大きく変わっている。

そこで、日本政府は台湾との間で、平成17年9月から観光客に対するビザ免許を恒久化し、また、平成19年9月からは運転免許証の相互承認を行っているが、中国とは未だに行っていない。東京都も平成20年5月、台湾からの転入・台湾への転出の際の住民基本台帳の表記について、現状に即さず、正確ではないとの判断から「台湾」の表記を認めるという通知を出している。

また、平成21年7月の「出入国管理及び難民認定法」の改正に基づき、本年7月9日、これまでの外国人登録証明書を廃止し在留カードを交付するに際しては「国籍・地域」欄を設け、台湾出身者は「中国」ではなく、「台湾」と表記し、同時に実施された外国人住民基本台帳でも、台湾出身者の「国籍・地域」は「台湾」と表記するようになった。

このように、台湾出身者の戸籍表記を早急に改めるべき状況にもかかわらず、これを放置しておくことは、中国の覇権主義的主張を受け入れているとみなされかねない。

よって、国におかれては、法務大臣及び法務省民事局長に対し、戸籍の国籍欄及び出生地欄を在留カードや外国人住民基本台帳との整合性を図って「国籍・地域」と改め、台湾出身者は「中国」ではなく「台湾」と表記すべく、早急に民事局長通達の出し直し措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会